

火災予防ワンポイントアドバイス

この時期特に注意 ちよつとした不注意が火事の原因

冬場は空気が乾燥し、火災が起りやすい気象状況となります。火の取り扱いには十分注意し、次の点に気を付けましょう。



- ① 外出前、就寝前には必ず火の元を確かめましょう。
- ② 寝たばこはやめましょう。
- ③ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ④ ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ⑤ 万一の発火に備え、消火器や消火グッズなどを用意しましょう。
- ⑥ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

岡危機管理課危機管理係 ☎286・3210

地域安全ニュース

1月10日は110番の日

緊急時頼れる

あなたの110番

110番は、『緊急通報専用電話』です。

■110番通報する際は何かあったのか(事件か、事故か)／いつ／どこで／犯人の面相・着衣・逃走方向・車／被害の状況、被害品／あなたの住所・氏名・電話番号などを落着いて係員にお話してください。

岡御船地区防犯協会連合会 御船警察署 ☎282・1110

■携帯電話・PHSからの110番は○必ず止まってから通報してください。○通報場所を正確に伝えてください。○通話終了後は、しばらく電源を切らないでください。



緊急事件・事故以外の用件は管轄の警察署や交番・駐在所、警察相談電話「383・9110」または、#9110をご利用ください。

かしい消費者

消費者のための契約入門

クーリング・オフとは

■消費者を守る制度

クーリング・オフには「頭を冷やす」という意味があります。消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。

訪問販売などの不意打ち的な販売方法やしくみが複雑で、契約内容を理解するのが難しい取引などに、この制度が設けられています。

■いつから数える?

クーリング・オフが可能な期間は取引形態によって異なり、訪問販売や電話勧誘販売では8日間です。

契約した日ではなく、契約書を受け取った日を1日目とします。事業者が契約書面を交付していないときや書面が法律で定められた記載事項(クーリング・オフの説明など)を満たしていないときには、起算日は開始しないので、いつまでもクーリング・オフを行使できません。

ると考えられます。

クーリング・オフができる契約なのに、事業者が「クーリング・オフはできない」と嘘の説明をしたなどの妨害があったときには、事業者が改めてクーリング・オフができる旨を記した書面を交付してから、起算日が始まります。

なお、購入した商品をすでに使用していても、特定の消耗品を除き、クーリング・オフは可能です。特定の消耗品であっても事業者から勧められて使用した場合や契約書にクーリング・オフができない旨の記載がない場合には、クーリング・オフができます。

■通知の方法と効果

クーリング・オフの通知は書面で行います。解除の理由を書く必要はありません。

クーリング・オフ期間内に事業者者に届かなくても、期間内に発信すれば問題ありません。

クーリング・オフを行使すると、消費者は一切の負担なく契約を解除できます。支払ったお金は返され、手元にある商品を返送する場合、送料は事業者が負担します。

岡上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係) ☎286・3210